

答申 個第7号

平成23年12月14日

相模原市長 殿

相模原市情報公開・個人情報保護審査会

保有個人情報一部開示決定処分に関する諮問について（答申）

平成23年3月9日付け FN○. 0・4・6 により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

1 審査会の結論

相模原市長（以下「実施機関」という。）の行った一部開示決定に係る非開示部分のうち、別表に掲げる部分を非開示としたことは妥当ではなく、開示すべきであるが、その他の非開示部分については、開示しないことが妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、異議申立人が、平成23年1月28日付けで相模原市個人情報保護条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、「平成——年——月——日、———に発生した、私の所有する建物火災に関する火災調査書類のすべて」について行った保有個人情報の開示請求に対して、平成23年2月9日付け相模原市指令（消津警）第4号で、条例第16条第1号及び第5号に該当するという理由により一部開示とした処分の一部を取り消し、消防協力者等の火災に係のある者の行動及び口述に係る部分の開示を求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の申立て理由は以下のとおりであるが、異議申立人の口頭による陳述の内容を含めて総合的に捉えると、関係者の行動及び口述などの非開示部分が開示されないと火災調査結果を信用できないことに理由があると考えられる。

ア 火災の発生した建物の所有者として、出火箇所や火災の原因を知る必要があることから、関係者の行動及び口述に係る部分の開示を求めるとの。

イ さらに、今回開示した火災原因調査書類をもとに、消防部局に火災原因の再調査を求めたいため。

3 実施機関の説明要旨

実施機関において、本件請求に係る保有個人情報を一部開示とした理由は、以下のとおりである。

(1) 本件申立てに係る個人情報について

本件申立ては、関係者の行動及び口述に係る部分の開示を求めるとのであるが、その対象となる文書である火災調査書類は、消防法（昭和23年法律第186号）第31条に基づき、効果的な火災予防、的確な消火活動の遂行等を目的に、火災の原因を究明し、火災及び消火によって生じた損害の程度を明らかにするための書類である。

火災調査書類は、火災調査規程（相模原市消防局内規）、火災調査規程運用要領（相模原市消防局内規）等において、火災調査の体制、調査員、作成する書類、書類の様式等が定められており、その作成する書類は、火災調査の結果を概要としてまとめた「火災調査報告書」、出火原因に関する消防機関の最終判断を記載した「火災原因判定書」、鎮火後の火災現場の焼損状況等の客観的事実を見分書類として記載した「実況見分調書」、発見者、通報者、初期消火者等の関係者（以下、「消防協力者等」という。）から得た火災に関する口述を記載した「質問調書」、火災による損害額を記載した「損害調査書」等で構成されている。これらの書類の中には、消防協力者等の行動に関する情報や口述内容が記載されている。

前述のとおり、異議申立ての対象となる部分は、上記文書に記載されている請求者以外の消防協力者等の行動に関する情報や口述内容である。

消防協力者等の行動に関する情報や口述は、消防協力者等の意思を尊重するとともに、消防協力者等の任意な意思により提供されるものではあるが、火災の原因及び損害の調査においては重要な資料となるものであり、消防協力者等の火災調査に対する協力は必要不可欠なものである。

よって、消防協力者等の行動、口述内容等を開示することにより、消防協力者等との信頼関係を害し、本件火災に限らず将来の火災調査事務を実施するにあたり消防協力者等の協力を得られない等、情報収集活動及び火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、開示しないことと決定したものである。

4 審査会の判断理由

(1) 本件異議申立てに係る保有個人情報について

当審査会は、本件異議申立てに係る保有個人情報について、消防法に基づき実施機関職員が作成した火災調査報告書、火災原因判定書、火災状況見分書、実況見分調書、関係図面、質問調書、負傷者調査書、損害調査書、損害算定書、火災損害申告書に記載されている関係者の行動及び口述に係る部分であることを確認した。

(2) 条例第16条について

ア 条例第16条本文について

条例第16条は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合を除き、実施機関は当該保有個人情報を開示しなければならない旨規定している。

イ 条例第16条第1号について

条例第16条第1号は、原則開示の例外の1つとして、「開示請求者（中

略)以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、「なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報と規定するとともに、同条同号ただし書きアからウまでに該当する情報については、その例外として開示することを規定している。(イは人の生命、健康、生活又は財産の保護、ウについては、公務員等の職務遂行に係る情報のため省略する。)

(ア) 同号ただし書きア

同号ただし書きアは、法令等の規定により、又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報は、開示請求者以外の保有個人情報であっても、非開示情報から除外する旨規定している。

ウ 条例第16条第5号について

条例第16条第5号は、原則開示の例外として、「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれがあるもの」は非開示情報と規定するもので、アからエまでの規定において例示する典型的な情報のほか、オにおいて「その他事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」があるものを非開示情報と規定している。

(3) 条例第17条について

ア 条例第17条第1項について

条例第17条第1項は、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示部分が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と規定している。

イ 条例第17条第2項について

条例第17条第2項は、第16条第1号の規定による情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害され

るおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の規定による情報に含まれないものとみなして、条例第17条第1項の規定を適用するものとしている。

- (4) 実施機関は、異議申立ての対象となる非開示部分の非開示理由について、条例第16条第5号を理由としているが、実施機関の説明する消防協力者等との信頼関係は、消防協力者等が特定されることにより、影響が出るものであると解されるため、条例第16条第1号の該当性を含め、以下、本件において実施機関が非開示決定とした部分について、個別に検討する。

ア 火災調査報告書について

実施機関が非開示とした部分は、火災の発見状況、119番の通報の状況、出火当時の在室、避難及び負傷者の状況、開示請求者以外の氏名、年齢、職業等、開示請求者以外の損害額である。

- (ア) 年齢、職業については、本申告書を基に作成された損害調査書及び損害算定書において氏名が開示されており、また賃貸人と賃借人の関係においては、通常知り得るものであるため、条例第16条第1号ただし書きアに該当し、開示することが相当と認められる。

- (イ) 火災概要・原因及び判定理由のうち、別表に掲げる部分については、個人が特定できる箇所を非開示とすることで、特定の個人を識別することはできず、開示請求者以外の個人の権利利益を害するものでもないため、条例第17条第2項に該当し、開示することが相当と認められる。

- (ウ) それ以外の保有個人情報については、条例第16条第1号本文に該当するため、非開示が相当であると認められる。

イ 文書目録について

実施機関が非開示とした部分は、質問調書及び火災損害申告書に係る開示請求者以外の氏名である。このうち、火災損害申告書に係る開示請求者以外の氏名については、アの(ア)と同様である。

それ以外の部分は、アの(ウ)と同様である。

ウ 火災原因判定書について

実施機関が非開示とした部分は、被災者の氏名、職業及び年齢、関係者の火災発見状況、119番の通報の状況並びに出火当時の状況である。

これらのうち、別表に掲げる部分については、個人が特定できる箇所を非開示とすることで、特定の個人を識別することはできないため、アの(イ)と同様である。

なお、火災原因判定書1ページ目「1 火災の概要(3)」及び16ページ目「4 出火原因の判定(2) 電気関係について」については、す

でに開示されている内容と同一であり、非開示とする理由がないため、開示することが相当と認められる。

それ以外の部分は、アの（ウ）と同様である。

エ 実況見分調書（第1回）について

実施機関が非開示とした部分は、立会人の氏名、開示請求者以外の氏名、年齢、職業、実況見分時における立会人からの説明に係る部分及び建物の内部状況を記録した現場写真の説明に係る部分である。

「2 現場の様相（2）」の記述のうち、占有者及び配偶者の年齢については、アの（ア）と同様である。

また、実況見分時における立会人からの説明に係る部分及び建物の内部状況を記録した現場写真の説明に係る部分のうち、別表に掲げる部分については、アの（イ）と同様である。

したがって、以上の部分については、開示すべきであるが、その他の部分については、アの（ウ）と同様である。

オ 配置図について

実施機関が非開示とした部分は、配置図のり災箇所隣接している家屋の所有者名であり、アの（ウ）と同様である。

カ 質問調書について

質問調書は、開示請求者以外の個人への質問に対する当該個人の回答そのものであり、開示請求者以外の個人の供述や行動に関する記述により構成され、質問調書の内容を開示請求者に開示することにより、当該質問を受けている開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は当該開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものといえる。

このことから、質問調書については、アの（ウ）と同様、非開示とするのが相当であると認められる。

キ 負傷者調査書

実施機関が非開示とした部分は、負傷者の区分、住所、氏名、職業、年齢、性別及び負傷程度であるが、負傷者が1名であることから、個人が特定されるおそれがあるものといえるため、アの（ウ）と同様である。

ク 損害調査書

実施機関が非開示とした部分は、開示請求者以外の損害額であるため、アの（ウ）と同様である。

ケ 損害算定書

実施機関が非開示とした部分は、開示請求者以外の損害品の品名、数量、耐用年数、経過年数、購入金額等であるので、アの（ウ）と同様である。

コ 火災損害申告書

実施機関が非開示とした部分は、開示請求者以外の火災損害申告書のうち、住所、氏名、世帯員、動産で被災したものであるが、このうち申告者氏名及び住所については、本申告書を基に作成された「ケ 損害算定書」で被災責任者氏名及び住所が開示されていることから、条例第16条第1号ただし書きアに該当し、開示することが妥当と考えられる。

その他の部分については、アの（ウ）と同様である。

サ 条例第16条第5号の該当性について

実施機関は、消防協力者の行動及び口述に係る部分について同号の該当性を主張しているが、既に、条例第16条第1号本文の該当性を判断しており、非開示が妥当とされた部分については、同条第5号の該当性について判断するまでもない。

また、（4）アからコにおいて、開示することが妥当であると判断した部分について、個人が特定されないと判断されたものは、消防協力者との信頼関係を害するものとまではいえず、情報収集活動及び火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもないため同号の該当性はないものと考えられ、また、すでに開示されたものについては、同号の該当性については判断するまでもない。

5 結論

以上であるので、冒頭のとおり判断する。

6 付言

当審査会において、本事案について審査した結果、実施機関が行った非開示情報の判断に際し、基準の適用が不統一と思われる部分及び形式的な判断を行ったと思われる部分が見られたので、今後、非開示情報の該当性については、より具体的に判断を行うなど、適切に決定されるよう期待する。

別表

区分	開示すべき部分	
火災調査報告書	火元欄	氏名欄中、年齢
		職業欄中、職業
	火災概要・原因及び判定理由	7行目11字目から 37字目まで
		8行目5字目から 22字目まで
		16行目6字目から 11字目まで
		16行目30字目から 38字目まで
		17行目24字目から 30字目まで
文書目録	番号8番の火災損害申告書、頁数141～144に該当する作成者名	
火災原因判定書	1ページ 1 火災の概要(2)	2行目21字目から
		3行目8字目まで
	1ページから2ページ 1 火災の概要(3)	3行目22字目から
		4行目1字目まで
	2ページ 1 火災の概要(4)	1行目13字目から
		3行目37字目まで
		1行目21字目から 26字目まで
	5ページ 2 出火棟の判定 (3)関係者の口述 ア	2行目5字目から 13字目まで
		3行目5字目から 10字目まで
	5ページ 2 出火棟の判定 (3)関係者の口述 イ	1行目22字目から
2行目2字目まで 2行目15字目から 3行目37字目まで		
5ページ 2 出火棟の判定 (3)関係者の口述 イ	1行目24字目から 3行目13字目まで	

火災原因判定書	5 ページ 2 出火棟の判定 (3)関係者の口述 ウ	2行目 27字目から 3行目 19字目まで
	5 ページ 2 出火棟の判定 (3)関係者の口述 「以上ア～ウ」以下	1行目 30字目から 2行目 19字目まで
		3行目 26字目から 4行目 20字目まで
	8 ページ 3 出火箇所の判定 (1)実況見分調書 エ(オ)	1行目 36字目から 4行目 4字目まで
		5行目 10字目から 19字目まで
	12 ページ 3 出火箇所の判定 (3)関係者の口述 ア	1行目 22字目から 2行目 33字目まで
		3行目 36字目から 6行目 34字目まで
	13 ページ 3 出火箇所の判定 (3)関係者の口述 イ	1行目 30字目から 2行目 29字目まで
		5行目 22字目から 8行目 2字目まで
	13 ページ 3 出火箇所の判定 (3)関係者の口述 ウ	1行目 16字目から 2行目 4字目まで
	13 ページ 3 出火箇所の判定 (3)関係者の口述 エ	3行目 1字目から 5行目 8字目まで
		5行目 34字目から 6行目 24字目まで
14 ページ 3 出火箇所の判定 (3)関係者の口述 「以上ア～オ」以下	1行目 27字目から 3行目 8字目まで	
	3行目 19字目から 5行目 11字目まで	
	11行目 14字目から 14行目 8字目まで	
15 ページ 3 出火箇所の判定 (4)結論	1行目 15字目から 19字目まで	
	2行目 2字目から 18字目まで	

火災原因判定書	16ページ 4 出火原因の判定 (1)放火について イ	2行目13字目から 3行目3字目まで
	16ページ 4 出火原因の判定 (1)放火について エ	1行目2字目から 24字目まで
		1行目37字目から 2行目12字目まで
	16ページ 4 出火原因の判定 (2)電気関係について エ	1行目20字目から 3行目32字目まで
	17ページ 4 出火原因の判定 (2)電気関係について カ	1行目16字目から 2行目34字目まで
	19ページ 4 出火原因の判定 (3)煙突からの伝導過熱及び木材の低温着火の可能性について イ 関係者の口述 (ア)	6行目8字目から 7行目12字目まで
	23ページ 4 出火原因の判定 (3)煙突からの伝導過熱及び木材の低温着火の可能性について 「以上ア～エ」以下	15行目7字目から 18字目まで
18行目21字目から 19行目17字目まで		
実況見分調書 (第1回)	38ページ 2 現場の様相 (2)	2行目21字目から 23字目まで
		2行目31字目から 34字目まで
		3行目17字目から 21字目まで
		3行目24字目から 26字目まで

実況見分調書 (第1回)	38 ページ 2 現場の様相 (2)	4行目9字目から 11字目まで
	53 ページ 3 焼損状況 (2)建物内部について カ	8行目23字目から 9行目15字目まで
	58 ページ 3 焼損状況 (2)建物内部について コ	11行目23字目から 12行目14字目まで
	77 ページ 写真NO. 62	非開示部分
火災損害申告書 (建物)	141 ページ	住所及び氏名

7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年月日	処理内容
平成23年 3月 9日	諮問
平成23年 3月17日	実施機関（所管：消防本部津久井消防署警備課）に保有個人情報の開示決定に係る理由説明書の提出を依頼
平成23年 3月25日	実施機関から、保有個人情報の開示決定に係る理由説明書を受理
平成23年 4月24日	審議（第6回）
平成23年 5月10日	審議（第7回） 実施機関から保有個人情報の開示決定に係る理由説明の聴取
平成23年 5月16日	審議（第8回） 異議申立人から意見の聴取
平成23年 6月 2日	審議（第9回）
平成23年 7月 7日	審議（第10回）
平成23年 9月13日	審議（第11回）
平成23年12月14日	審議（第12回）

第1部会委員 西澤 宗英
橋本 慎一
齊藤 愛